

平成28年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年6月24日（金）午後2時00分

議会棟A B会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志

2番 成 島 誠

3番 大 炊 三枝子

5番 大 井 栄 一

6番 根 本 博

7番 田 村 星 寿

8番 宮久保 勝

9番 三 須 清 一

10番 須 藤 喜一郎

4. 欠席委員

4番 中 野 栄

5. 出席事務局職員

局 長 渡 辺 唯 男

次 長 成 嶋 文 夫

次長補佐 落 合 敦

農地係長 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第2号 我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正
（案）について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書につい
て

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

議長 本日はお忙しい中、農業委員会総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 28 年第 6 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 大井栄一委員

6 番 根本博委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規の賃借権設定が 5 件、賃借権の再設定が 3 件の計 8 件です。

議案第 2 号は「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正（案）について」です。

議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」です。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 6 月 24 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 1 ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号 1 から 5 までの計 5 件、賃借権の再設定が整理番号 6 から 8 までの 3 件です。

整理番号 1 の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,230m²です。借受者は株式会社山崎フロンティア農場です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇0kg です。

期間は6年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。借受者は〇〇市在住の青年等就農計画認定者です。賃借料は 10 アール当たりもち米玄米〇0kg で、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。借受者は整理番号2と同じです。賃借料は 10 アール当たりもち米玄米〇0kg で、期間は6年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。借受者は整理番号2及び3と同じです。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇0kg で、期間は6年間です。

次に2ページをお開きください。

整理番号5の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 6,189m²です。借受者は市内農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米つまえ〇0kg で、期間は 10 年間です。

整理番号6の使用貸借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は 1,272m²です。借受者は市内農業者で、期間は6年間です。

整理番号7の再設定する農地は〇〇〇地先の田4筆、合計面積は1万 3,263m²です。借受者は市内農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇0kg で、期間は 10 年間です。

整理番号8の再設定する農地は〇〇地先の田一筆、面積は 3,036m²です。借受者は〇〇市在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇0kg で、期間は 10 年間です。

以上です。

議長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は、借受地約 1,330 アールです。トラクター3台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号2、3及び4の借受者の経営面積は、借受地 90 アールです。農業従事時間数は 1,800 時間で、1日8時間換算で 225 日です。トラクターを初め、農業機械を農場経営者の父から借用する契約を取り交わしています。

整理番号5の借受者の経営面積は借受地を含め、463 アールです。トラクター2台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号6の借受者の経営面積は、借受地が約 88 アールです。農業従事日数は本人及び妻が各 350 日です。

整理番号7の借受者の経営面積は借受地を含め、約722アールです。農業従事日数は本人が190日、妻が160日、子供が30日です。トラクター1台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号8の借受者の経営面積は借受地を含め、約363アールです。農業従事日数は本人が150日、妻が60日、父母が各80日です。トラクター1台を初め、農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から8までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第1号の整理番号1から8に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

どうでしょうか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1から8は原案どおり決定することとしました。

宮久保調査会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第2号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正(案)について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページになります。それと、本日お配りしたA4の横書きの規程の一部改正(案)、こちらをご用意ください。一部改正につきましてはこの改正後、改正前という黒く、濃くしてあるところですね。そちらが改正した部分になります。これは法改正に伴う改正及び推進委員の活動等を具体的に追記するもので、第11条に(推進委員の活動)、第12条に(推進委員の会議)、第13条に(世話人)を定めました。

11条から13条の条文を読み上げます。

(推進委員の活動) 第11条。推進委員は農業委員会会長の指揮の下に農業委員会と連携して次の各項に掲げる活動を行うものとする。

(1) 担当区域における農地活用の最適化のための次に掲げる実践活動

- ア 農地の活用状況の把握
- イ 農業の担い手の経営体への農地利用の集積・集約化
- ウ 遊休農地の発生防止及び解消
- エ 新規就農、新規農業参入、農業後継者への支援
- オ その他農地活用の最適化のために必要な活動

(2) 農業委員会の会議における農地利用最適化推進に関する意見陳。

(3) 農業委員会に対する活動報告

(4) 研修、研さん及び情報交換等のための活動

(推進委員の会議) 第 12 条。推進委員は研修、研さん、情報交換その他の活動を円滑に進めるために必要に応じて推進委員によって構成される会議（以下、推進会議という）に出席するものとする。推進会議は農業委員会会長が召集する。

(3) 推進会議は非公開とする

(4) 推進会議の庶務は農業委員会事務局が所管する

(世話人) 第 13 条。推進会議を円滑に運営するために推進委員の互選により世話人及び世話人補佐を選出する

(2) 世話人は推進会議の座長を務め、会議を統括する

(3) 世話人補佐は世話人に事故があった場合は代行して推進会議を統括する

以上です。

議長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

特に意見はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり改正することとしました。

続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページを開いてください。平成28年3月25日開催の総会において許可決定したものの計画変更の承認申請です。整理番号1及び2ともに計画変更の内容は、工事完了の予定を平成28年6月30日から平成28年10月31日に変更するものです。

説明は以上です。

議長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開いたします。

特にございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号1及び2については、譲受人が同一ですので一括で採決します。賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1及び2は承認されました。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から2号までの2本です。議案書は6ページからとなります。

報告第1号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分で、3件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続きまして、報告第2号はあっせん譲受等候補者名簿の登録についてです。

農業基盤強化促進法による農地の買受を行う目的で名簿の登録申請がありました。我孫子市農地移動適正化あっせん基準の「権利を取得させるべき要件」を満たしていることから受理しました。

以上です。

議長 報告第1号から2号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第6回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人